

子育て 子育てとともに育つ 笑顔あふれるまち★ふじみ

富士見市の計画・取り組みを 紹介します!



平成24年8月、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。この法律と、関連する法律に基づいて、子どもたちが健やかに成長し、子育て家庭が安心して子育てができるよう、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしています。

富士見市では子どもと子育て家庭を応援する2つの計画を一体的に策定しました。富士見市が「子育てしやすいまち」だと思っていただけるよう事業に取り組んでいます。

新しい制度で変わったこと

対象者

保育施設等を利用できる人
保育を必要とする児童

放課後児童クラブ

対象

小学校6年生まで
市が放課後児童クラブの設備や運営基準
を条例で決めました。

運営基準

新制度に移行する幼稚園・認定こども園・保
育施設等の運営基準を条例で決めました。

保育料

新制度に移行する幼稚園・地域型保育(現
在の家庭保育室)の保育料が変わりました。
保育所と同様にそれぞれの所得に応じた保
育料が決められ、第2子以降は負担軽減措
置もあります。

利用手続き

子どもの年齢や保育の必要性の状況に応
じた 1~3号の認定を受け、2号・3号の場
合は、標準時間認定または短時間認定を
受けます。



子ども・子育て支援新制度

新制度では、消費税増税分を活用して、「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支えます。新制度による事業は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の大きく2つに分かれます。

子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付

施設型給付
(都道府県認可)

認可保育所
認定こども園
幼稚園

地域型保育給付※
(区市町村認可)

小規模保育
家庭的保育
事業所内保育
居宅訪問型保育

子どものための現金給付
児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ※利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業
- ※延長保育事業、病児・病後児保育事業
- ※放課後児童クラブ
- ※妊婦健診

※保育を必要とする子どもやその家族だけでなく、すべての子育て家庭を支援することを目的とした事業です。

※比較的小規模で、3歳未満の子どもの対象として保育を行います。

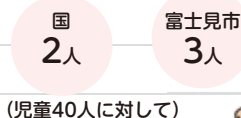
富士見市では国の基準より多く保育士等を配置しています

幼児期の教育・保育を必要とする子育て家庭に、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、質の高い事業を提供できるよう、提供体制を整えるとともに、利用をサポートしています。市では、国の基準を上回る保育士等の配置をしており、今後も現在の配置を継続していく方針です。

保育所・認定こども園の保育士配置基準
(児童数：保育士)

	国	富士見市
0歳児	3:1	3:1
1歳児	6:1	4:1
2歳児	6:1	6:1
3歳児	20:1	13:1
4歳児	30:1	18:1
5歳児	30:1	25:1

放課後児童支援員・補助員配置基準



自分の認定区分を知ろう

保育園・幼稚園（新制度に移行する幼稚園のみ）・認定こども園や小規模保育施設等を利用する場合は、利用のための「支給認定」を受ける必要があります。支給認定は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、それぞれに利用できる施設等が異なります。保育の必要性があるかどうかを判断する基準は、基本的にはこれまでと変わりありません。

支給認定区分	対象	利用する教育・保育
1号認定	3歳以上 幼稚園等での教育を希望するかた	幼稚園、認定こども園（幼稚園機能）
2号認定	3歳以上 就労など保育の必要な事由に該当し、保育園等での保育を希望するかた	保育園、認定こども園（保育園機能）
3号認定	3歳未満	保育園、認定こども園（保育園機能）、小規模保育施設等